

議案第102号

大阪市住民基本台帳カードの利用に関する条例の一部を改正する条例案

大阪市住民基本台帳カードの利用に関する条例（平成26年大阪市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、同条第4項第2号中「又は第3号のいずれか」を削る。

第5条を削り、第6条を第5条とする。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

令和2年2月28日提出

大阪市長 松 井 一 郎

説 明

住民基本台帳カードの利用登録を受けられる者の範囲を改めるため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。

(参照)

{ 傍線は削除
太字は改正

大阪市住民基本台帳カードの利用に関する条例(抄)

(利用登録等)

第4条 省 略

2 住所地区長は、前項の規定による申請を行った者が次の各号のいずれにも該当する者であるときは、利用登録を行うものとする。

- 省 略

__ 成年被後見人でない者

__ - __ 省 略

3 省 略

4 住所地区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該利用登録者に係る利用登録を削除しなければならない。

省 略

当該利用登録者が第2項第2号又は第3号のいずれかに該当しないこととなったとき

- 省 略

(成年被後見人情報の目的外利用)

第5条 住所地区長は、利用登録に係る事務を処理するに当たり、前条第1項の規定による申請をした者が成年被後見人である旨の保有個人情報(大阪市個人情報保護条例(平成7年大阪市条例第11号)第2条第5号に掲げる保有個人情報をいう。)を利用することができる。

(施行の細目)

第6条 省 略

第5条